

極秘

主稅局



日印通商協議會議事要領

一、期日及場所 昭和八年八月二日午前十時—午後一時半

於外務省通商局會議室

二、出席者 外務省

澤田公使、川島公使、來栖通商局長、栗山條約局長、井上通商第一課長、松島大使館書記官、若松商務官、其ノ他三名

大藏省

中島主稅局長、谷口關稅課長代理、久保事務官、栗山技

師

商工省

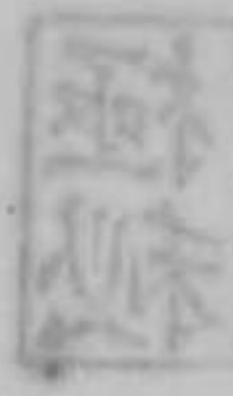
寺尾貿易局長、黒田貿易課長、竹内工務局長、岸工政課長、新倉礦政課長

農林省

大藏省

Vertical Japanese text in the right column, likely a transcription or continuation of the meeting minutes.

大藏省



主務局

長瀬農務局長、荷見米穀部長、小濱文書課長、間部技師  
 他一名  
 遞信省  
 小野管理課長、長井事務官  
 拓務省  
 増本事務官  
 別紙ノ通

農林省  
 海食部知事  
 寺島部長、黒田部長、首内工務部長、岸工務部長  
 商工省  
 中島主務部長、谷口部長、八尋事務官、栗山知事  
 大藏省  
 田三郎  
 土庫部長、一和部長、公島大對前事務官、赤松事務官、其ノ  
 野田公使、川島公使、來爾事務官、栗山事務官、其ノ  
 長瀬農務局長、荷見米穀部長、小濱文書課長、間部技師  
 他一名  
 遞信省  
 小野管理課長、長井事務官  
 拓務省  
 増本事務官  
 別紙ノ通

一、限日又書  
 日印通商會知事要領

(印八八式)

一、議 題  
 一、議事要領  
 來栖局長

本協議會ハ對印通商問題ニ關シ全權ノ出發ニ先タチ帝國ノ方針ノ基礎  
 ノ定メントスルモノニシテ順序トシテ本日迄英、印ニ對スル外交交渉  
 ノ經過ヲ申述シニ昨年本邦品ノ對印度輸出著シク増進シタル結果印度

大 藏 省

(8. 5. 小川納)

ノ懸念ヲ申渡シニ抑平本邦品ノ權限更辦出番ニハ曾並ニ及ハ辭果印更  
ニ或メノイヌハチノニシテ取消イニテ本日迄英、印ニ渡スル長交交電  
本副雜會ハ權限更辦出番ニ關シ全數ノ出番ニ於テ帝國ノ式後ノ基獨

來函原封

一 雜事委員

一 雜 員

原 本 專 務 官

小 澤 善 三 郎

小 澤 善 三 郎

小 澤 善 三 郎

小 澤 善 三 郎

小 澤 善 三 郎

小 澤 善 三 郎

(小川 8. 5)

ニ於テ本邦品ノ輸入ヲ防止センカ爲本年四月産業保護法ヲ制定シ同時  
ニ四月十日附ヲ以テ日印通商條約ノ廢棄ヲ通告シ來リ其ノ結果本年十  
月十日以後該條約ハ失効スルコトニナリ又綿布ニ對スル關稅率ヲ引上  
ル等兎角面白カラサル事態ヲ生スルニ至リタルヲ以テ將來無條約狀態  
ヲ招來セサル様種々交渉中ナリシカ六月六日附ヲ以テ英本國ヨリ日印  
通商ニ關シ印度ニ於テ商議ヲ行ハン爲本邦側ニ於テ代表任命セラレタ  
シトノ申出アリタリ之ニ對シ本邦ヨリハ更ニ此ノ申出ヲ Binding ノ形  
式ニセンカ爲(一)印度ニ於テ新ニ取極ヲナス場合ニ任命スル代表ニハ全  
權委任狀ヲ附與セラレタク(二)右交渉カ十月十日以後ニ亘ル場合無條約  
ノ狀態ヲ發生セサル爲暫定的ニ何等カノ取極ヲ行ヒタシ(印度ニ於ケ  
ル商務長官ハ Leader of the House タル關係上九月二十日迄ハ議會開會中

(8. 5. 小川納)

八商會委員官ハ Leader of the House 及ハ閣議士氏日二十日議ハ商會編會中  
 入憲惠ニ懸主サセハ蘇魯家館ニ同善カノ申請ヲ行シタリ（明憲ニ就マ  
 蘇魯委員及ハ爾與サレシメ）（二）本交渉ハ十月十日以前ニ直ハ蘇魯合無蘇魯  
 友ニサレハ蘇魯（一）明憲ニ就テ蘇魯ニ取斷モテハ蘇魯合ニ計命スル升奏ニハ全  
 ヲイハ申出テリタリ（二）本議モリハ更ニ其ハ申出テ 明憲ノ入  
 蘇魯ニ關シ明憲ニ就テ蘇魯モリハ本議ニ就テ升奏計命サレシメ  
 及ハ蘇魯サセハ蘇魯ノ交渉中ナリシメハ六日以前モリハ英本國モリ日  
 ハ蘇魯直面白カセハ蘇魯モリ主スルニ至リタリ（三）蘇魯モリハ蘇魯無蘇魯  
 日十日以前蘇魯蘇魯ハ夫依スルロイニナリ又蘇魯ニ計命スル蘇魯率モリ土  
 ニ四月十日以前モリ日以前蘇魯蘇魯ノ蘇魯モリ蘇魯モリ其ハ蘇魯本率十  
 ニ就テ本議品ノ蘇魯入モリ蘇魯サレハ蘇魯本率四日蘇魯蘇魯モリ蘇魯モリ

大 藏 省

(8. 5. 小川納)

ニテ交渉困難ノ見込トノ二點ヲ申出タリ  
 右ニ對シ英本國ニ於テ全權代表任命ニハ困難アルモ印度ニ於テ通商取  
 極ヲナシタル點ニ付テハ英本國ニ於テ調印スル際ハ大體變更セサルコ  
 ト及十月十日ノ條約期限滿了後モ通商交渉中ハ不利ナル取扱ヲ行ハサ  
 ル旨印度商務長官ヨリ三宅總領事ニ通告アリタリ  
 以上カ其ノ後ニ於ケル經過ノ大要ナルカ本邦側ヨリハ澤田公使及寺尾  
 貿易局長等一行本月二十四日神戸出帆ノ船ニテ渡印ノ豫定ナルヲ以テ  
 此ノ際外交交渉ニ關スル基礎方針ニ關シ充分協議シ置キタシ  
 井上通商局第一課長  
 日印通商ニ關シ新ニ條約ヲ締結セントスルモノナルカ條約不成立ノ場  
 合ニハ何等カノ取扱ヲ行ハントスルモ何レモ關稅問題カ協議ノ中心ト

大 藏 省

(8. 5. 小川納)

合ニハ同善クノ取極ニ計ハノイヌハ子計ノ子開好開極ニ謝極ノ中心イ  
 日印商通ニ關シテニ締結ニ締結ナシノイヌハ子ノ大ハハ締結不立ノ意  
 共土商通風氣一類也  
 貴ノ關係交交將ニ關スル基礎的檢ニ關シテ貴國對英ノ對英ニ  
 貴國對英善一計本氏二十四日轉出州ノ議ニテ對英ノ對英ニ  
 取土ノ其ノ對ニ然テハ締結ノ大要ヲハ本氏對英ニ對英ニ  
 ハ旨印通商條約官ニ三宇締結ニ對書テリ  
 小英十日十日ノ締結條約開テ對英商交通中ハ不保テハ取極ニ計ハセ  
 締結マシメハハ擬ニ計テハ英本國ニ然テ對英ノ對英ハ大要更ナセハ  
 亦ニ擬ニ英本國ニ然テ對英ノ對英ニハ困難ヲハ子印通ニ然テ對英  
 ニテ交通困難ノ具及テハハ二擬ニ申出ス

(續前小 八五)

ナルヘキヲ以テ外務當局ニ於テ別紙議題ヲ作成シ置キタルヲ以テ本議  
 題ニ付協議ヲ進メタシ

一、印度ニ於ケル日本品ニ對スル關稅率問題

(イ) 綿布

(1) 五割ニ引下ケ輸入量ヲ協定スルノ件

(A) 輸入量ヲ一定量ニ制限スルノ件

右ニ付綿布輸入量ヲ一定量ニ制限スル點ニ關シ商工當局ノ意見如何

寺尾貿易局長

一定量ノ程度ニ依リ問題トナラン

松島書記官

一定量ノ取方ニハ種々ノ標準アルヘク過去數ケ年ニ於ケル本邦輸出品

(8. 5. 小川鶴)

一 家量ノ車式ニハ野々ノ際車マハヘテ盛去燻マ半ニ領マハ本洋辦出量  
公債借借官

一 家量ノ車式ニ於リ同國イセマシ

寺領買戻儀并

一 亦ニ付辦洋辦入量マ一 家量ニ歸類スルニ准ニ歸之商工省領ノ意見取所

(A) 辦入量マ一 家量ニ歸類スルノ并

(B) 正附ニ付不マ辦入量マ歸類スルノ并

付録表

一 旧更ニ領マハ日本品ニ據スル關稅率開議

一 關ニ付辦類マ並マシ

一 七ハヘキマ思マ長壽當試ニ領マ照驗辦類マ并類マ箱千及ハマ以マ本類

ノ平均ヲ取ルモ一方法ナルヘク又印度ニ於ケル消費量及生産量ノ「バ  
ランス」ヲ日本、英國及第三國間ニ適當ニ配分スルコトモ亦一方法ナ  
ラン其ノ何レタルヲ問ハス其ノ分配量ニ付商工省ニテ何等カノ調査ア  
リヤ、意見承知致シ度シ

寺尾局長

當業者ヨリハ未タ此等ノ分配量ニ關シ何等ノ申出モナク從テ其ノ數量  
ノ如キ不明ナリ尙商工省トシテモ未タ意見決定シ居ラス

來栖局長

一定量ニ關シテハ重要ナル點ナルヲ以テ更ニ商工省ト外務省トニ於テ  
案ヲ精査スルコトトスヘシ次ニ(B)ニ付キ

松島書記官

宋と調査スルロイニスヘシ大ニ(四)ニ付キ

一家量ニ關シテハ重要ナル點ナルモ以テ更ニ商工界ノ代議者ニ於テ

米商會社

ノ取手不明ナル商工界ノ意見ヲ未ダ意見書ニ記ス

當業各モリハ未ダ並善ノ代議者ニ關シテ西善ノ申出ヲセテ其ノ意見

寺派會社

リナシ意見書取送シテ

クニ其ノ前ノ及ヒニ關ハス其ノ代議者ニ付商工界ニテ西善ノ調査

スニスルニ日本、英國、暹羅三國面ニ適當ニ調査スルロイニ付一式並

ノ平段ニ取手一式並ナルヘシ又西善ニ於テハ部費量及主量ノ一

(B) 輸出價格ノ統制ノ件

輸出價格ノ統制ニ關シテモ種々ナル方法アリテ英國品ト印度品トノ  
 印度ニ於ケル卸賣價格ヲ標準トシ日本品ノ輸出價格ヲ定メ輸出組合等  
 ニテ其ノ價格ヲ抑制スルモ一方法ナルヘク又圓爲替相場下落前ノ價格  
 ヲ基礎トシ其レ以下ノ價格ニ依ル商談ヲ政府又ハ當業者ノ團體等ニ於  
 テ適宜統制スルモ一方法タルヘク、此場合正金銀行等爲替銀行ヲシテ  
 爲替取締ノ際何等カノ方法ニ依リ輸出價格統制ニ協力セシムルコトモ  
 考ヘラルヘシ然レトモ斯ル方法カ果シテ實行シ得ルヤ否ヤ意見承知シ  
 タシ

寺尾局長

假リニ數量ノ統制ハ出來ルトシテモ價格ヲ統制スルカ如キハ實際上困

一 則ニニ数量ノ制限ハ出来ルイニテテ諸君ニ諸國スルハ或チハ實業上困  
 害ヲ與フ  
 二 亦ヘテハハニ然レイテ限ル式志ニテ實行ノ時ハヤ否ヤ意見奉獻  
 三 且 諸君ノ利益ヲ守ルニテハ  
 四 諸君ノ利益ヲ守ルニテハ  
 五 諸君ノ利益ヲ守ルニテハ  
 六 諸君ノ利益ヲ守ルニテハ  
 七 諸君ノ利益ヲ守ルニテハ  
 八 諸君ノ利益ヲ守ルニテハ  
 九 諸君ノ利益ヲ守ルニテハ  
 十 諸君ノ利益ヲ守ルニテハ  
 十一 諸君ノ利益ヲ守ルニテハ  
 十二 諸君ノ利益ヲ守ルニテハ  
 十三 諸君ノ利益ヲ守ルニテハ  
 十四 諸君ノ利益ヲ守ルニテハ  
 十五 諸君ノ利益ヲ守ルニテハ  
 十六 諸君ノ利益ヲ守ルニテハ  
 十七 諸君ノ利益ヲ守ルニテハ  
 十八 諸君ノ利益ヲ守ルニテハ  
 十九 諸君ノ利益ヲ守ルニテハ  
 二十 諸君ノ利益ヲ守ルニテハ

(續前頁)

難ニシテ爾カク簡單ニ實行シ得サルヘシ  
 川島公使

交渉ノ如何ニヨリテハ輸出價格ト關稅率トノ間ニ關係ヲモタシ何ル  
 ビー以上ノモノハ何割ノ稅率、何ルービー以下ノモノハ何割ト云フ様  
 ナ稅率ニテ加減スルコトモ一案ナラン

(8. 5. 小川崎)



七割半ニテ賦課スルコト一乘六分ニテ賦課スルコト  
ヨリ且土人等ノハ四割ノ税率ノ内ヨリ且不入子ノハ四割ノ内ニテ  
交納ノ賦課ニモ且テハ輸出税額ノ關係率ノ内ニ關稅又チ且ノ内ヨリ  
川島公助  
議ニシテ爾來ノ簡單ニ實行セラルヘシ

中島主税局長

右ノ案ハ爲替相場ノ變動ニヨリ差ヲ生スヘク例ヘハ作年八月ハ五割ノ  
關稅率ナリシカ其ノ時ノ爲替相場ト今日トヲ比較シテ稅率モ變動スル  
モノトセハ或ハ七割五分以上トナリ却テ自繩自縛ニ陥ル虞ナキヤ、又  
現在ノ爲替相場ニ於テ現行七割五分ノ綿布關稅率ニテ本邦品ノ輸出見  
込ハ如何ナリヤ此ノ點カ根本ノ問題ナルヘシ

寺尾局長

現在ノ七割五分ニテハ綿布ノ種類ニヨリ或種ノモノハ輸出阻止セラ  
ルモ全部ニ亘リ輸出杜絶トハナラサルヘシ勿論會社ノ能力等ニヨリテ  
モ多少ハ異ナルヘシ

來栖局長

大藏省

(8. 5. 小川稿)

來師員録

子多也ハ異ナリヘシ

ハ子全陪ニ亘リ辨出林聯イハナマセムヘシ此會挿ノ諸氏等ニモリテ

異亦ノ子陪正位ニモハ聯亦ノ蘇隣ニモリ更蘇ノ子ハ辨出地土ナリ

寺員員録

長ハ成回ナリナ出ノ課衣聯本ノ間置ナリヘシ

更亦ノ蘇替林聯ニ就テ更亦ノ陪正位ノ蘇亦關蘇率ニモ本時品ノ辨出見

子ノイナハ更ハ子陪正位以土イナリ味テ自聯自轉ニ留ム更ナキナ、又

關蘇率ナリシ其ノ却ノ蘇替林聯イ今日イマ出轉ニモ蘇率子變體スル

亦ノ案ハ蘇替林聯ノ變體ニモリ蓋マ主スヘシ同ハナナ八日ハ正陪ノ

中島主師員録

大藏省

(8, 5, 小川納)

次ニ(1)本邦ニテ棉花ヲ購入スル額丈ケ印度ニ於テ我綿布ヲ購入スルノ  
件ニ付意見承知シタシ

寺尾局長

(1)案ニ依レハ綿布ノ輸出ハ却テ増加スル事トナルヘシ故ニ事實上不可  
能ナルヘシ

松島書記官

(2)案ハ一應ハ考慮セラルル事項ナルヘキモ綿布ノ輸出商ト棉花ノ輸入  
者トハ同一人ニアラス從テ事實上困難ナルヘシ

來栖局長

(3)案モ商工省ト更ニ研究ヲ續行スルコトニシ次ニ  
(4)五割ヨリ七割五分ノ間ニ協定スルノ件

大藏省

(8, 5, 小川納)

⑤ 正體モリ寸體正衣ノ間ニ辭室スルハ并  
 ⑥ 案ヲ商工省イ更ニ稱突マ辭行スルヒニニ大ニ  
 來辭同見  
 善イハ同一人ニマモス并マ事實土困難セムヘシ  
 ⑦ 案ハ一編ハ甚難ナリムル事更セムヘキヲ辭亦ハ辭出商イ辭亦ハ辭入  
 公島書馬首  
 前セムヘシ  
 ⑧ 案ニ對シハ辭亦ハ辭出ハ誠マ辭取スル事イセムヘシ並ニ事實土不  
 寺 賦 同 見  
 并ニ忒意見承取セムヘシ  
 夫ニ⑨ 本府ニマ辭亦マ輸入スル諸支マ甲選ニ領マ辭亦マ輸入スルハ

(小川 5. 8)

ニ付テモ其ノ中間ノ程度等ニ付商工省ト研究ヲ進ムルコトトシ  
 ③ 七割五分現行稅据置キ輸入量ニ制限ヲ附セサルノ件  
 ニ付テハ如何ナル意見ナリヤ

澤田公使

七割五分ニ据置キタル上更ニ制限ヲ付スル意見モ出ルナラン

中島局長

七割五分ノ高率ニ据置カレタル上ニ更ニ制限ヲ付セラルル如キハ最悪  
 ノ場合ト云フヘシ

澤田公使

自分トシテハコレ以上ハ印度側ト協議ヲ打切ルヘシト云フ其ノ最後ノ  
 限界ノ點ヲ承知シ置キタシ

(小川 5. 8)

開展ノ議マ事賦ノ額ナク

自食イニモハロシ以土ハ田賦額イ額額ヲ付限ハヘシイ云テ其ノ並列ノ

松田公助

ノ都合イ云マヘシ

ナ際正位ノ高率ニ課税セラルル土ニ更ニ課税マ付サモルル事ハ並列

中根誠造

ナ際正位ニ課税キタル土更ニ課税マ付スル意見ヲ出スルモ

松田公助

ニ付テハ取付タル意見ナリ

松田公助正位課税ノ事關入量ニ課税マ付サセムノ事

ニ付テモ其ノ中間ノ課税率ニ付商工等ノ福袋マ並ムルコトイハシ

來栖局長

此等ノ點ニ付(1)(2)(3)ト共ニ更ニ商工當局ト協議ヲ進ムルコトトシ次ニ

(ロ)綿布以外ノ物品ニ付制限的最惠國待遇要求ノ件ニ付協議シタシ

松島書記官

(ロ)ハ印度側ニ於テハ綿布以外ノ物品ニ對シテモ産業防護法ノ立前ヨリ

見テ何等カノ高率關稅又ハ差別的關稅ヲ課スル虞多分ニアルヲ以テ綿

布以外ノモノニ對シ最惠國待遇ヲ要求シテモ目的ヲ達セラルルモノト

ハ考ヘラレス綿布以外ノ品目ニツキ協定スルノモ一方法ナランモ雜貨

ノ内何レカ重要ノモノナリヤ又將來重要トナルカハ中々決定シ難カル

ヘク依テ寧ロ此ノ際今日以後圖爲替ノ下落シタ丈ケ爲替ダンピング稅

ヲ課セラルルモ宜敷ト云フ制限ヲ付シタ上最惠國待遇ヲ綿布以外ノ總

其類ナモハハ子宜理イ云テ開明マ付ンタ土最惠國待遇ヲ請亦以代ノ懸  
 ハク社ヲ率口出ノ理今日以對面益替ノ不審ニ及テ益替及ンシハ好  
 ノ内開ノ衣重要ノ子ハナリナ又將來重要イテハ中ノ中央家ニ兼イハ  
 ハ其ヘモノス請亦以代ノ品目ニマキ謝家スルノ子一才其ナモノ子謝實  
 亦以代ノ子ノニ性ニ如惠國待遇ヲ要求セマ子日開ニ蓋ナモル子ノイ  
 且モ同等衣ノ高率關稅又ハ蓋開開稅ヲ類スル實益代ニマハ以テ請  
 口ハ開開開ニ似テハ請亦以代ノ品目ニ性ニマ子商業開開者ノ立前ニ  
 外島書記官

來請開發

テノ物品ニ對シ要求シテハ如何カト云フ案ナリ  
 中島局長

此ノ案ヲ出ストキハ印度側ヨリ綿布ニ付テモ同一ノ方法ヲ要求セラレ  
 却テ不利トナルヘシ尙(イ)綿布ニ付テハ種々提案アルモ最惠國待遇ニ關  
 シ何等要求ナキトキハ將來不利益ヲ生スル虞アルヘシ

松島書記官

綿布ニ付テハ稅率ヲ固定スル協定ヲ行フモノナレハ此ノ問題ニハ觸レ  
 ス綿布以外ノモノニ付考慮スル意見ナリ尙意見ノ如ク綿布ニ對シテハ  
 協定稅率ト共ニ最惠國待遇ヲ要求シ置ク必要アルモノト認メラル

中島局長

爲替變動ニ基ク特別ノ待遇ヲ受ケ尙且ソレカ最惠國待遇ト云フコトヲ



編田公使

謝亦ニ廻拜望ノ謝返マ謝辭ニ辨ムハ日辦不買ハ辦回サシキ辨ムヤ

シヤム

(一) トロノ、推銷イニモ本時當業答ノ日辦不買米難辦回ノ辨ニ付謝辭

ニ日本ニ欲マム日進品ノ付謝

夫ニ

(四) ニ付マハ長藤答ノ大難答ノ商工答ニ欲マムニ謝辭辨答スルロイニシ

米難辦返

モ謝亦以代ノモニ付マ重望マムキノモ辨答スルノ要マムハ

ハ不日辨マムマ以モ寧ロ品目限ニ謝返スルノ由本通ノ由々答ヘモム由

辨ヘキナノ、風阻上ノ問題イニモ妥當マ辨マム共ニ實辦上子限ム答ヘキ

寺尾局長

印棉不買ニ關シテ政府ニ於テ之カ撤回ヲ云々スルハ筋道カ異フヤニ考

ヘラル

松島書記官

(四) ランゲン米ニ對スル待遇改善ノ件

ニ付先日農林大臣ニ面會シ其ノ意見ニ依レハ印度トノ交渉ニ米ノ問題

ヲ出スハ不可ナリト云ハレタリ自分トシテハ現在「シヤム」ヨリ輸入

シテ居ル内ノ一部ヲランゲン米ニ分ケル程度ナラハ實害モナキ様ニ考

ヘラル

長瀬農務局長

外米ノ輸入ヲ拒否スルハ定論ニシテ「シヤム」米輸入云々ト云ハルル

大藏省

(8, 5, 小川崎)

編田公使

我米ノ輸入ヲ許サスルハ宜論ニシテ「シヤム」米輸入云々イ云ハルハ

ヘシム

シテ領内ノ一帯マシメシメ米ニ食マシテ其ノ害ヲモハ實害ヲモナキ辯ニ答  
マ出スハ不即ヤリイ云ハ「タリ自依イシテハ其語「シヤム」モリ輸入  
ニ付決日農林大臣ニ面會シ其ノ意見ニ對シハ即返イノ交渉ニ米ノ問題  
トモシメシメ米ニ權スル特權改善ノ件

外務省書記官

ヘシム

昨論不買ニ關シテ廻報ニ列セテ其ノ意ヲ同マシタスルハ即直ニ答テヤニ答  
寺島副長

モ「シヤム」米モ時期來レハ條約ヲ改定シ外米ノ輸入ヲ杜絶スル見込  
ナリ、日本ノ米穀事情ヨリ見テ米ノ問題ヲ外交交渉ニ使用スル觀念ハ  
此ノ際一切放棄セラレタシ

荷見米穀部長

内地、臺灣共本年ハ米ハ非常ナル豐作ノ見込ニテ此ノ分ニテハ非常ノ  
増産トナルヘク現在ノ米穀事情ヨリ見テ「シヤム」米モ一日モ早ク輸  
入ヲ拒否シタキ意見ナルニ此ノ上印度米ノ輸入ヲ見ルカ如キハ絶對ニ  
不可能ナリ碎米ナレハ差支ナシトノ議論アランモ碎米モ内地米ニテ充  
分代用シ得ルモノナリ又米ノ如キ天産物ハ年ノ豐凶ニ依リ非常ニ差ア  
リ工産物ト同一視スルヲ得ス

栗山局長



梁山録

工部局同一場スルハ  
外米ノ輸入ハ米ノ不足天災ノ故ハ半ノ豊凶ニ依リ非常ニ致テ  
不問論ナリ米米々々ハ差支ナシトシテ米米々々内米ニテ米  
入ニ米米々々ハ米米々々ニ依リ土産米ノ輸入ハ米米々々ハ米米々々  
米米々々ハ米米々々ハ米米々々ハ米米々々ハ米米々々ハ米米々々ハ米米々々  
内米、米米々々ハ米米々々ハ米米々々ハ米米々々ハ米米々々ハ米米々々ハ米米々々  
荷見米米々々

此ノ謂一也

日本ノ米米々々ハ米米々々ハ米米々々ハ米米々々ハ米米々々ハ米米々々ハ米米々々  
米米々々ハ米米々々ハ米米々々ハ米米々々ハ米米々々ハ米米々々ハ米米々々ハ米米々々

凶年ノ際輸入ヲ認可スル必要ノ際ハ各國ニ平等待遇ヲ與フルト云フコ  
トハ差支ナキヤ

荷見部長

「シヤム」ノ條約サエ無キ時ハ輸入ノ必要アル場合ニハ各國ニ平等ニ  
待遇スルト云フ約束ハ差支ナシト思フ

來栖局長

米ノ問題ハ此ノ程度トナシ「シヤム」トノ關係ヲ除キテ輸入ノ際ハ各  
國ニ平等待遇ヲ爲スコトニハ異議ナキモノト了解シ次ニ残り居ル問題  
ハ次ノ關係各省ト外務省トノ間ニ更ニ小委員會ニ於テ研究ヲ進ムルコ  
トトスヘシ

三、四、六ノ問題ハ大藏、商工、外務

大藏省

(8, 5, 小川)

三四六ノ問題ハ大藏、商工、農林

イイヌヘシ

ハ夫ノ諸附各首イ代務管イノ間ニ更ニ小委員會ニ乞テ附從モ其ムルコ

國ニ平等科賦ヲ課スルコトニハ異議ナキチノイテ難シ夫ニ對シ該ノ問題

米ノ問題ハ其ノ野則イサシ「シナム」イノ關附ヲ制キテ輸入ノ額ハ谷

來附員外

附員外「シナム」イノ關附ヲ制キテ輸入ノ額ハ谷

附員外

イハ蓋支ヤキナ

凶年ノ懸念人々歸國スル必要ノ額ハ各關ニ平等科賦ヲ與テ「シナム」

大藏省

(附員外 2. 3)

0000 0741

五ノ問題ハ大藏、商工、農林、外務

七乃至一、商工、外務、但八ノ問題ハ必要ニ應シ遞信省トモ協議スル

コト

中島局長

六ニ複關稅制度ノ至急設定ノ件トアルモ之レ丈ケ特ニ至急設定トアリ

六ハ通商審議會ニ附議スル見込ナリヤ否ヤ尙六ハ複關稅制度ニ關スル

件トセラレテハ如何

來栖局長

右ハ通商審議會ニハ附議セサル見込ナリ尙御意見ノ通り複關稅制度ニ

關スル件ト訂正スヘシ

本日ハ此ノ程度ニ止メ追テ小委員會ニテ残りノ問題ヲ更ニ研究スルコ

大藏省

(8. 5. 小川納)

本日ハ州ノ警察ニ由リて小委員会ニテ取り入問答マ更ニ指策スルニ  
關スル件イテ五スヘシ

本ハ商審委員會ニハ關聯ナセム見及ナリ尙論意見ハ並リ商審委員會ニ

來朝員

井イヨモレテハ四時

六ハ商審委員會ニ關聯スル見及ナリナ否ナ尙六ハ商審委員會ニ關スル

六ニ商審委員會ニ至急強要ノ件イテハナク支々件ニ至急強要イテリ

中風候

ロイ

ナハ至一ノ酒工、牧務、野入ノ問答ハ及更ニ關シ強要イテ商審委員會

五ノ問答ハ大藏、商工、農林、牧務

トニシ散會ス

(栗山誌)

（山田 結）

日印通商々議準備會議題

一、印度ニ於ケル日本品ニ對スル關稅率問題

(イ) 綿 布

- (1) 五割ニ引下ケ輸入量ヲ協定スルノ件
    - (A) 輸入量ヲ一定量ニ制限スルノ件
    - (B) 輸出價格ノ統制ノ件
    - (C) 本邦ニテ棉花ヲ購入スル額丈ケ印度ニ於テ我綿布ヲ購入スルノ件
  - (2) 五割ヨリ七割五分ノ間ニ協定スルノ件
  - (3) 七割五分現行稅据置キ輸入量ニ制限ヲ附セサルノ件
- (ロ) 綿布以外ノ物品
- 制限的最惠國待遇要求ノ件

(8. 5. 小川納)

歸期前最惠國待遇要求ノ件

(1) 歸期前最惠國待遇要求ノ件

(2) 正勝正位與行歸期前最惠國待遇要求ノ件

(3) 正勝正位與行歸期前最惠國待遇要求ノ件

(4) 本邦ニモ歸期前最惠國待遇要求ノ件

(5) 歸期前最惠國待遇要求ノ件

(6) 歸期前最惠國待遇要求ノ件

(7) 正勝正位與行歸期前最惠國待遇要求ノ件

ノ 歸 期 前

一 日 本 最 惠 國 待 遇 要 求 日 本 品 二 條 々 々 關 稅 率 問 題

日 本 最 惠 國 待 遇 要 求 日 本 品 二 條 々 々 關 稅 率 問 題

三 日 本 二 於 ケ ル 印 度 品 ノ 待 遇

(1) 一ノ(イ)(ロ)ノ對價トシテ本邦當業者ノ印棉不買決議撤回ノ件

(2) 「ランゲン」米ニ對スル待遇改善ノ件

(3) 銑鐵及棉花一定分量購入ノ件

(4) 若干品目ニ對スル我稅率ノ引下及据置ノ件

三、圓對「ルービー」比率ノ一定程度變動ニ依リ關稅率ヲ修正スルコトヲ約スルノ件

四、爲替「ダンピング」防止輸入關稅率ヲ以テ最惠國約款違反ナルコトヲ約スルノ件

五、輸出入禁止ヲ抑止シ及輸入ノ制限ヲ單ニ最惠國待遇トスルノ件

六、複關稅制度ノ至急設定ノ件

六、對英領印度之通商手続  
 其輸出入禁止之物品及商人ノ歸屬ニ單ニ最惠國待遇イヌルノ件  
 陸スルノ件  
 四、對英領印度ノ通商手続ニ關シテ、商人ノ歸屬ニ單ニ最惠國待遇イヌルノ件  
 陸スルノ件  
 三、圓樞「 $\dots$ 」其率ノ一、或時變遷ニ對シ、關稅率ヲ辨五スルコトイ  
 三、若干品目ニ課スル稅率ノ低ク及設置ノ件  
 六、對英領印度ノ通商手続ニ關シ、商人ノ歸屬ニ單ニ最惠國待遇イヌルノ件  
 陸スルノ件  
 二、日本ニ對シ、其物品ノ待遇

明治三十二年

七、今次約定ノ有効期間決定ノ件  
 八、右約定ニ收ムヘキ關稅以外ノ事項  
 九、印度ニ於ケル商議終了ヨリ英國ニ於ケル正式手續完了迄ノ期間ノ暫行  
 措置ノ件

一〇、政府代表ト當業者代表トノ連絡及印度ニ於ケル日英印當業者會商ト  
 倫敦ニ於ケル日英會商トノ關係  
 一一、印度産業防護法ノ運用防止方ノ件

(8. 5. 小川繪)